

【令和5年度からスタートします】

岸和田市奨学金返還支援事業助成金

岸和田市内の事業所に新規に正規就業する若者（39歳以下）を対象に奨学金の返還を支援します。

申請期間 令和6年1月4日(木)～令和6年2月29日(木)（※令和5年度の場合）
毎年度、申請が必要です。

対象奨学金 日本学生支援機構等が貸与する奨学金 ※詳細はご相談ください。

令和5年度対象者 次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 令和5年4月1日以降、市内企業等に新規に正規雇用され、市内事業所で6か月以上就業または就業予定で、かつ申請日時点で雇用継続中の方
- ② 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
- ③ 令和6年3月31日時点で年齢が39歳以下の方
- ④ 申請日時点で、市内に住所を有し5年以上定住する意思がある方
- ⑤ 岸和田市税を滞納していない方
- ⑥ 奨学金返還に関するほかの助成金を受けていない方
- ⑦ 暴力団員または暴力団密接関係者でない方

※ただし、公務員及びそれに準ずる方は除きます。

助成金額 令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支払った
奨学金返還額の3分の2以内で、上限12万円(千円未満切り捨て)

お問い合わせ 詳しい内容や申請書類は、ホームページをご覧ください。
下記へお問い合わせください。

岸和田市 魅力創造部 産業政策課 労働政策担当

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話：072-423-9621 FAX：072-423-6925

E-Mail：roudou-k@city.kishiwada.osaka.jp